

相模湖林間公園有料公園施設の利用承認による使用料一覧

根拠：相模原市都市公園条例第12条第2項

[相模湖林間公園]

施設の 種 類	単 位			現行料金	改定料金	適 用
テニス場	専用利用	市民	2 時間 につき	1,300円	1,300円	改定なし
		市民以外のもの		6,500円	6,500円	改定なし
	一般利用	1 面		1,300円	1,300円	改定なし
野球場	市民		2 時間	7,600円	7,600円	改定なし
	市民以外のもの		につき	11,400円	11,400円	改定なし
ゲート ボール場	市民		2 時間	160 円	170 円	令和 9 年 7 月 1 日
	市民以外のもの		につき	480 円	510 円	令和 9 年 7 月 1 日

※ 八王子市に住所を有する利用者は、「公の施設の相互利用に関する協定」に基づき、使用料が相模原市民と同額になる。

※ 専用利用とはテニスコートにおいて、1 面につき 2 時間を超えて使用することを、一般利用とはテニスコートにおいて、1 面につき 2 時間以内で利用することをいう。

※ 利用の承認を受けた時間を超過した場合における超過した時間に係る使用料の額は、超過した時間 1 時間(1 時間未満の端数は、1 時間とする。)につき、1 時間相当額を 1.2 倍した額とする。